

## 栃木県スキー連盟負担金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本連盟規約第9条第1項に規定する負担金の額等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の額)

第2条 所属団体が毎会計年度に納入すべき負担金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。ただし、高体連にあつては10,000円とし、新規に加盟する団体については、その組織、規模に応じて基本負担金額の減免(2年以内)を講ずることができ

(1) 基本負担金額 20,000円

(2) 会員登録者数割の額 前会計年度の9月末日における所属団体の本連盟会員登録者数の区分に応じ、別表に定める額

(3) 有資格者割の額 前会計年度の9月末日における所属団体の有資格者の数に、1,000円を乗じた額

(4) 準所属団体割の額 準所属団体1団体につき6,000円を乗じた額

(負担金の納入方法)

第3条 負担金は、本連盟規約第9条第1号に規定する期限までに、本連盟の指定する口座に振り込むものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

(附則)

1 この規程は、平成5年11月20日から施行する。

2 平成19年11月11日一部改正

3 平成22年11月6日一部改正

4 令和3年7月10日一部改正

別表（第2条関係）

会員登録者数の区分	会員登録者数割の額
20名以下	5,000円
21名以上50名以下	10,000円
51名以上100名以下	15,000円
101名以上200名以下	20,000円
201名以上500名以下	25,000円
501名以上	30,000円